

○辻泰弘君 私は、ただいま議題となりました道路整備費財源特例法改正案に対し、会派を代表して、総理並びに関係各大臣に御質問申し上げます。

福田内閣発足から六か月半が経過いたしました。昨年九月、総理が署名をされた連立政権合意においては、改革を急ぐ余り、取り残された人たちや地域、弱者に対するセーフティネットが十分でなかったことを率直に反省し、負担増、格差の緩和など国民生活に重きを置いた方向の政策を断行すると約束されておりました。しかし、実際はどうだったのでしょうか。

小泉内閣以来の競争、効率、自己責任の冷たい論理に貫かれた政策運営は、福田政権の下でも全く変更されず、むしろずさんな年金行政による不信と不安の拡大、高齢者、年金生活者に冷たい医療保険制度の強行、医師不足に対する無策、無年金者や日雇派遣の放置などにより、国民生活は苦境に陥るばかりであります。医療難民、ネットカフェ難民など、難民と形容される社会状況も多くなっております。

総理は、就任以来今日まで、当初公約されたセーフティネットの整備のために何をしてこられたのでしょうか。負担増や格差の緩和のためにいかなる政策を講じられたのでしょうか。お伺いをいたします。

同時に、四月からの後期高齢者医療制度について、年金からの強制的な天引き、開始直後の名称変更、事務的な準備不足などを国民に対しどう説明されるのでしょうか。抜本的な制度の見直しが必要ではありませんか。医師不足への対応と併せて、総理の御見解を求めます。

以下、法案に関連してお伺いいたします。

今次法案は、わずかばかりの一般財源化の装いを凝らしつつも、揮発油税等の今後十年間にわたる特定財源継続を求めることがその本質にほかなりません。これに対して、私どもは、かねてより道路特定財源の一般財源化を強く主張してきたところであります。

その意味で、総理が三月二十七日、平成二十一年度からの一般財源化を表明されたことは、一歩前進として評価するにやぶさかではありません。その後、総理は、一般財源化はみんなが心のどこかで思っていたが言えなかった、それが今回爆発したとおっしゃっております。

総理にお伺いいたします。一般財源化はみんなが心のどこかで思っていたのに、何ゆえ自民党の中では今まで言えなかったのでしょうか、それが今回爆発したのはなぜでしょうか、御所見を求めます。

去る四月十一日、政府・与党は、二十一年度からの一般財源化について合意され、決定の文書もお示しになりました。しかし、多くの疑問点があり、にわかには信用できないのが正直なところであります。

まず、何よりも、二十一年度からの一般財源化は今次法案と両立するものではありません。明らかな矛盾であります。総理、法案の再提出あるいは抜本修正が不可欠だと考えますが、いかがでしょうか。

また、今回の合意は本当に正式決定なのでしょうか。与党内では、みんな我慢している、これ以上突っ込むと逆噴射しますよとすごんだ方もおられたようです。政府・与党合意と言う限り、完全な合意の下に御提案いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

重ねて、政府・与党合意の内容について総理に六点お伺いいたします。

一、歳入法案等の成立を前提としては、それらの法案が成立しなければ一般財源化は白紙に戻すということなのでしょうか。二、与野党合意の成立いかんにかかわらずの一般財源化でしょうか。三、特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止とは、税制の抜本改革がなければ特定財源制度は継続するという意味でしょうか。四、道路の中期計画で言う真に必要な道路と与党合意

で言う必要と判断される道路とはどのような違いがあるのでしょうか。五、新たな五年間の道路整備計画を策定するのであれば、それまで今次法案は審議をストップすべきではないでしょうか。六、総理の言われる一般財源化とは何でしょうか。道路の関係だけでしょうか。医療、福祉、教育などにも使う完全な一般財源化なのでしょうか。

以上六点、それぞれについて総理の明快な御答弁を求めます。

次に、用語の定義についてお伺いいたします。

揮発油税の暫定税率は、昭和四十九年から今日まで、暫定と言いながら実に三十四年間続いてまいりました。そして、今次税法改正案では暫定税率の十年延長が規定されております。暫定税率という表現は、政府・与党合意や閣議決定の文書に記されております。

一方、平成十一年から行われた所得税の定率減税については、閣議決定において恒久的な減税と位置付けられながらも、政府は平成十八年に八年の命で終了させてしまったのであります。

同じ政府の租税政策の中にありながら、暫定は十年、恒久は八年とは、極めて常識に反することではありませんか。国語が乱れております。政府としての暫定、恒久の定義を総理からお示してください。

次に、道路計画の期間についてお伺いいたします。

日本の道路整備計画は、昭和二十九年以降、第一次から第十四次までの計画並びにその後の平成十九年度までの社会資本整備重点計画に至るまで、すべて五年間の計画でありました。しかるに、今回の政府の提案は、これまでにない十年を対象期間とするものであります。

政府は、十年とした理由を、道路の姿が見えてくるのに十年などと答えておりますが、極めてあいまいです。今回の道路計画は何ゆえこれまでにない十年間としたのでしょうか。また、総理は何ゆえいとも簡単に五年に短縮されるのでしょうか。根拠をお示してください。

次に、道路の中期計画五十九兆円についてお伺いいたします。

政府が閣議決定している「日本経済の進路と戦略」は、社会資本整備重点計画等の公共事業関係計画と「進路と戦略」との整合性を求めています。そして、「進路と戦略」あるいは骨太の方針においては、今後の公共事業関係費の伸びをマイナス三%とし、近年の予算のシーリングもマイナス三%で推移しております。

現在の地方単独事業を除く道路投資額五・六兆円を今後三%マイナスで続けるならば、十年間の総額は四十九兆円にとどまります。また、現行の事業量維持でも五十九兆円には届きません。五十九兆円とする計画はそもそも他の政府方針と相入れないものと総理は思われませんか。

あわせて、今後十年間の道路投資をどう伸ばしていくつもりで五十九兆円とされたのか。毎年度の伸び率、予定額、その裏付けとなる財源調達の見込みについて、国土交通大臣の御答弁を求めます。

次に、地方財政に関してお伺いいたします。

昭和六十二年の売上税法案が廃案となった際、国会では、自治省は売上税導入を前提とした地方財政計画を作成し、相当数の自治体がそれに基づいて予算を組んだが、法案の廃案により自治体財政は混乱した、その責任は自治省にあるのではないかとこの質問が多くなされたのであります。それに対しては当時の自治省財政局長が、売上税のような非常に厳しい議論の対象となることが考えられるものについては十分考えながら地方団体に留意していく必要があると答弁しております。

今回の暫定税率問題は、国会でまさに非常に厳しい議論の対象となることが当然に予想されたはずであります。売上税廃案時の教訓を生かし、総務省は、暫定税率が延長された場合、延長されなかった場合の各々についての地方財政計画を示し、地方に伝えるべきだったと考えますが、総理の御所見を求めます。

次に、国土交通大臣にお伺いいたします。

さきの政府・与党合意では、特定財源の廃止、二十一年度からの一般財源化、新たな五年の道路計画策定などが決定されております。大臣はこの決定をどのように受け止めておられますか。あくまでも税制抜本改革を前提としてのお話だとお考えでしょうか。また、一般財源化の意義、一

般財源化後の道路財源確保の方針をお示してください。

同時に、五時までは一般会計、五時から特別会計とカメレオン職員とやゆされるような超過勤務代やタクシー券の特会からの支出、カラオケセットの購入など、道路特定財源の不適切な使用は目に余るものがあります。国土交通省に速やかな対策と結果を求めます。

さらに、所管の公益法人や独立行政法人への発注の九割が随意契約である実態、入札談合による二〇%近い不当利得の発生など、費用の過大見積り、税の無駄遣いが横行しております。天下りの是正、競争入札の促進、癒着の構造の排除など、抜本的な対応を求めます。

最後に、環境大臣にお伺いいたします。

環境省はかねてより温室効果ガス抑制のための環境税の導入を主張してきましたが、今般の政府・与党の一般財源化の方針を踏まえ、今後どのように取り組む方針でしょうか。あわせて、CO₂排出総量の中で運輸部門などの各産業部門が占める割合をお示しいただきたいと存じます。

昨今、空気を読めない孤独の首相の判断が迷走劇に拍車を掛けたなどのマスコミの分析が説得力を持って心に響く今日このごろでございます。一人で勝手に空回りしておきながら、他人に翻弄されたなどと言われても、甚だ筋違い。そんな愚痴をこぼす総理を持った国民の方が困ってしまうんですよ。

四月に入ってから世論調査では、福田内閣の支持率は二〇%台に下落し、政権が危険水域に達したと言われております。もはや、庶民の心なき、生活、暮らしに思いなき、政策ビジョンなき福田政権に国民生活を、日本の将来を託すわけにはまいりません。

○議長（江田五月君） 辻君、時間が超過しております。簡単に願います。

○辻泰弘君（続） 貧乏くじを引いて、かわいそうなくらいに苦勞しておられる総理にこれ以上の御苦勞をお掛けするのは、誠に、誠に忍びないのであります。

○議長（江田五月君） 辻君、簡単に願います。

○辻泰弘君（続） 政治とは人間の幸せの追求であります。私どもは、政治は生活、生活第一の政治を実現すべく、速やかな政権交代を目指して、全身全霊を傾けて闘う決意を申し上げ、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（福田康夫君） 辻議員にお答えいたします。

負担増や格差の緩和のために講じた政策についてのお尋ねがございました。

世界に類を見ない少子高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来にわたり持続可能で皆が安心できるものとしていくことが重要であると考えております。こうした観点から、必要な改革を進める一方、それぞれの方が置かれている状況に十分配慮しながらきめ細やかな対応に努める必要があると考えております。

私は、就任以来、年金記録問題の解決に向けた着実な対応や医師不足問題への対応とともに、長寿医療制度の施行に向けた移行期間の実施等に取り組んでまいりました。

また、構造改革を進める中で格差と言われる様々な問題が生じておりますが、雇用をめぐる問題については、若者の正規雇用化の支援など正規、非正規雇用の格差の是正や日雇派遣の適正化に取り組んでおります。また、地域の格差の問題については、地方再生戦略に基づく地方の自主的な取組の強力な推進などを実施してまいりました。

さらに、今後、社会保障国民会議において、中長期的な視点に立って社会保障のあるべき姿や、その中で政府の役割、負担の仕方などについて議論を深めてまいります。

長寿医療制度についてのお尋ねがございました。

長寿医療制度は、七十五歳以上の方々にできるだけ自立した生活を送ることができるよう生活

を支える医療を提供するとともに、これまで長年社会に貢献してこられた方々の医療費を国民みんなで支える仕組みをつくるものであります。

この制度においては、保険料を原則として年金からお支払いいただくことといたしておりますが、これにより金融機関の窓口でお支払をいただく手間や行政の余分なコストを省くことができるものと考えております。

長寿医療制度という名称については、この制度を身近で親しみやすいものとするために、通称として活用することといたしました。

また、制度の施行に関し、被保険者証がお手元に届いていないといったケースに対しては、医療を受けていただく上で支障のないよう必要な措置を講じるとともに、この制度の趣旨、そしてその制度により高齢者お一人お一人にとって具体的に何が変わるかについて正しく理解されるよう広報や周知に努めてまいります。

さらに、医師不足問題については、病院勤務医の負担軽減など各般の対策を着実に実行するとともに、来月を目途に産科や小児科の医師を確保するための対応を盛り込んだあるべき医療の姿を示すビジョンを策定してまいります。

自党内における一般財源化の認識の変化についてのお尋ねがございました。

先月二十七日、私は、年度末まであと数日を残すのみとの段階に立ち至り、国民生活に混乱をもたらさないとの私の責任を全うするため、野党との協議を前進させることが必要という思いから、野党の御意見も踏まえて、見直すべきものは大胆に見直すとの決意の下に新たな提案をお示しいたしました。

本法案の再提出等についてのお尋ねでございますが、今般の政府・与党決定は、地方財政や国民生活の混乱を回避するために、平成二十年度については道路整備財源特例法案等を一日も早く成立させることを前提として取りまとめたものであります。その上で、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化とするものとしてございます。新たな法律の手当てが必要なものについては適切な時期に手当てしてまいります。

政府・与党決定が正式決定なのかについてお尋ねがございました。

今回の政府・与党決定は、関係閣僚と与党関係者において道路関連法案等についての与野党協議の方針を取りまとめ、正式に決定したものであります。

歳入法案等の政府提出法案及び与野党合意の成立いかんと一般財源化に関するお尋ねがございました。

地方財政や国民生活の混乱を回避するため、平成二十年度歳入法案等の一日も早い成立が重要と考えております。今般の政府・与党決定は、それを前提として、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化と明記し、また一般財源としての使途の在り方は、与野党協議会において協議、決定とし、与野党協議を鋭意進めることとしたところでございます。

今後は、速やかに与野党協議が行われ、協議の中で野党の皆様から建設的な提案をいただくよう期待しており、事態は打開できると信じております。まずは、協議に応じていただきたいと存じます。

税制の抜本改革と特定財源制度の見直しとの関係についてお尋ねがございました。

税制抜本改革においては、道路特定財源だけではなく、社会保障など他の大きな論点も含めて今年内に結論に至るべき課題と考えており、政府・与党決定に沿って、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化としてまいります。

なお、骨太方針二〇〇八においてもその趣旨を盛り込みます。

真に必要な道路と、必要と判断される道路の違いについてのお尋ねでございます。

昨年十二月の政府・与党合意等における真に必要な道路と、今般の政府・与党決定における必要と判断される道路とは基本的に意味を異にするものではございませんが、今般の政府・与党決定では、国会審議等を踏まえ、事業評価による客観的な判断等をより念頭に置いた表現としたものでございます。

新たな五年間の道路整備計画についてのお尋ねがございました。

道路計画については、政府・与党決定を踏まえ、今秋発表予定の最新データに基づき作業を行い、与野党協議を進めた上で決定することとしておりまして、必要な法律上の手当てについては適切な時期に行ってまいります。地方財政の混乱を回避するため、本法案の一日も早い成立が必要であります。

道路特定財源の一般財源化の意味、範囲についてお尋ねがございました。

先般の政府・与党決定では、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化、暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組、地方の道路財源の必要性、国、地方の厳しい財政状況を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討と明記し、また一般財源としての使途の在り方は与野党協議会で協議、決定としたところであります。

私といたしましては、一般財源としての使途の在り方については、新エネルギー開発、地球温暖化対策、救急医療体制の整備、少子化対策など様々な政策に使えるようにすべきと考えますが、いずれにしても、課税の趣旨を含め、今年の税制抜本改革の中で整理すべき課題と認識しております。

暫定と恒久の定義についてお尋ねがございました。

税制に限らず、一般に法律に規定された措置については、その具体的な期限が明示されているものや、具体的な期限を設けずに当分の間の措置として定められているものについては暫定措置と称される場合が多く、他方、このような定めのない措置については恒久措置と称される場合が多いものと承知しております。

中期計画の計画期間についてのお尋ねがございました。

道路の中期計画については、二十一世紀を見据えた日本の国土建設という中長期的な視点の必要性や、道路整備に通常は十年程度の期間を要すること等から十年として作成いたしました。先般の政府・与党決定においては、人口減少社会の到来など将来を見通すことがますます困難な時代となる中で、国会審議における野党の意見も受け止め、計画期間を五年としたところでございます。

中期計画の事業量についてのお尋ねでございます。

中期計画の事業量五十九兆円は上限という位置付けであるほか、中期計画の事業量は、当初予算の道路整備費に限らず、年度途中で使途が決まる災害対策等緊急事業推進費や災害復旧費なども含めたものであることから、他の政府方針と相入れないものとは考えておりません。

地方財政計画についてのお尋ねでございます。

地方財政計画は、政府予算案や関連法案等と一体のものとして整合性を持って閣議決定するものであり、仮定の計画を立てることは想定しておりません。なお、政府としては、地方団体に対して、暫定税率の延長を含む平成二十年度予算案と、その裏付けとなる歳入関連法案等を前提とした平成二十年度地方財政計画について情報提供を行っておりますけれども、その際には政府案であることを明確にいたしております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣冬柴鐵三君登壇、拍手〕

○国務大臣（冬柴鐵三君） 辻泰弘議員から私に対し、四点にわたって質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

今後十年間の道路投資についてのお尋ねがありました。

道路の中期計画の素案では、真に必要な道路整備の姿を示すため、渋滞対策等の政策課題ごとに対応を要する箇所を具体的に洗い出した上で、さらに、今後十年間で重点的に対策を講じる箇所数に限って計画の内容とし、必要な事業量を算出したものであります。

各年度の予定額、事業量、伸び率については、事業の重点化、効率化を図りつつ、毎年度予算編成過程で決定されるものであることから、明らかにすることは困難であります。

また、事業量五十九兆円の財源割合は、十年間に実際に整備を行う路線や整備手法によって変

動はいたしますが、平成十九年度の実績で見れば、国費がおおむね半分、地方費は約三割、借入金等は約二割となっており、この実績を前提とすれば、国費二十九兆五千億円、地方費十七兆一千億円、借入金等十二兆四千億円となります。この中期計画の裏付けとなる国費、地方費については、法案に基づき、国、地方それぞれの道路特定財源税収等が充てられることとなります。

次に、政府・与党決定の受け止め及び一般財源化に関する私の見解についてお尋ねがありました。

政府・与党決定は、さきの総理指示を踏まえ、野党との協議を前進させるため取りまとめたものと理解をいたしております。この中で、道路特定財源については、今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化するとされており、今年の税制抜本改革と合わせて二十一年度から一般財源化するものであると理解をいたしております。

一般財源化した場合には、道路整備以外の様々な政策にも活用できることとなりますが、いずれにしても、今後とも真に必要な道路整備に要する財源を安定的に確保し、着実に進めてまいります。

超過勤務代やタクシー券の道路特会からの支出について、またカラオケセットの購入などについてお尋ねがありました。

超過勤務代とタクシー券の道路整備特別会計からの支出について御指摘がありました。一般会計の職員であっても道路整備に関する業務に従事した場合には、これに要した超過勤務代やタクシー代は道路整備特別会計法に規定する道路整備事業に要する費用として道路整備特別会計から支出することができるものとなっております。

また、御指摘のありましたカラオケセットにつきましては既に今後支出しないこととしており、そのほか、レクリエーションのための経費等につきましても道路特定財源からは今後一切支出しないこととしておるところであります。

現在、道路関係業務の執行のあり方改革本部において、道路特定財源からの支出について、国民の目線に立って無駄を一切省くという視点から総点検を行い、経費の削減と支出の適正化に関する改革方針を検討しているところであり、近々に取りまとめを行うとともに、できるものは今年度中から実施するなど、改革が加速するよう取り組んでまいります。

最後に、所管の公益法人や独立行政法人の見直しの考え方についてお尋ねをいただきました。

国土交通行政の推進に当たっては、常に国民の目線に立って不断の見直しを行っていくことが必要であると考えております。このため、随意契約の問題につきましては、昨年十二月二十六日に改革措置として、応募要件の見直し、契約方式の適正化、第三者機関による監視体制の強化等を図り、本年一月から実施しているところであります。

公共工事の発注に当たっては、市場価格等に基づき適切に予定価格を設定するとともに、一般競争入札の拡大、総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入など、入札契約制度の改革を強力に推進してまいります。

また、職員の再就職につきましては、今後、官民人材交流センターへのあっせんの一元化等の再就職に関する規制の導入を含んだ改正国家公務員法の趣旨を踏まえ的確に対応してまいります。

なお、道路特会からの支出について国民からの不信を招いていることを踏まえ、私を本部長とする改革本部を設置し、現在最終取りまとめに向けて外部有識者の意見を基に検討を行っているところであり、近々に取りまとめを行うとともに、できるものは今年度中から実施するなど、改革が加速するよう取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣鴨下一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（鴨下一郎君） 環境税と部門ごとのCO₂排出量の割合についてお尋ねがありました。

環境税については、炭素に価格を付けることであらゆる主体に対してCO₂排出抑制のインセンティブを与えるものであります。その税収は地球温暖化対策に重点的に充てられることが望ましいと考えております。地球温暖化対策全体の中での位置付け、その効果、国民経済や産業の国

際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて総合的に検討を進めてまいります。

また、ガソリン等の燃料課税は、地球温暖化対策上一定の役割を担っていると考えられ、広い意味では環境関連税制であると言えます。暫定税率の税率水準を下げることは地球温暖化対策上望ましくないと考えておりました。政府・与党決定においても環境問題への国際的な取組などを踏まえていくこととされています。

なお、部門ごとのCO₂排出量の割合であります。二〇〇五年度の我が国のエネルギー起源CO₂の排出量は約十二億トンであり、そのうち産業・エネルギー転換部門が約四四%、運輸部門が約二一%、業務その他の部門が約二〇%、家庭部門が約一四%を占めております。

以上でございます。(拍手)